

中核機関の成年後見制度等利用促進の取組み

おおた成年後見センター

中核機関

福祉管理課

中核機関の4つの機能

①制度の広報・周知

- ・パンフレット等による制度の広報周知
- ・区民向け講演会や相談会の開催
- ・支援者向け研修会の開催
- ・成年後見制度（権利擁護）に関する窓口の設置及び案内

②相談・発見

- ・チーム支援による本人主体の意思決定支援
- ・専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による専門的知見と法的根拠に基づいた助言を得る権利擁護支援検討会議の開催
- ・元気なうちに自ら備える老いじたくの推進

相談・
発見

③利用促進・地域体制整備

- ・申立て手続き方法の案内
- ・本人のニーズに合う適切な後見人候補者のマッチング（受任調整）
- ・社会貢献型後見人（市民後見人）等の担い手の育成・活動の促進
- ・地域連携ネットワークの強化

地域体制整備

④後見人等の継続的な支援

- ・親族後見人の相談支援、専門職を交えた交流会の開催
- ・後見人等の選任後、必要に応じたモニタリングの実施とバックアップ



権利擁護支援チーム

- ・本人に身近な家族・親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、情報共有と状況把握しながら、本人の意思決定を基本とした必要な対応を行う仕組み

チーム（例）



相談・
発見

権利擁護支援検討会議（月1回開催）

【目的】

- ・支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で本人の権利擁護の支援方針、意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し助言を得る会議
- ・中核機関が事務局となり、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等で構成

	2年度	3年度	4年度
案件数	9件	16件	10件



支援

成年後見制度等利用促進協議会（年2回開催）

【目的】

- ・住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に協議会を設置

【基本的役割】

- ・地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題等を抽出
- ・地域における成年後見制度等の利用促進のための情報交換並びに共有の場

【委員構成】

- ・学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、医療関係、金融関係など各分野の委員17人で構成する。
- 協議会を通して各専門職団体・関係団体の協力・連携体制を強化し、地域の中で支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう地域連携ネットワーク構築について継続的に協議する。

利用支援事業（報酬助成）

【目的】

- ・成年後見制度の利用において、報酬を負担することが困難な低所得者に対し、報酬に係る費用を助成することにより、高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉サービスの利用を支援する。



区長申立て検討会

【役割】

- ・区市町村は「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができる。

【検討内容】

- ・区長申立ての要否
- ・申立て類型（後見・保佐・補助）
- ・後見人候補者（専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等
- ・申立て費用の求償
- ・財産の保全処分 等

相談・
発見